

第4号様式（第4条関係）

情報一部公開決定通知書

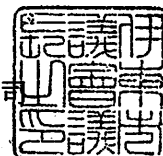
伊 議 第 4 号

平成30年4月10日

伊東市宇佐美403-2

森 篤 様

伊東市議会議長 井戸清



平成30年4月4日付けで請求のあった情報の公開については、伊東市情報公開条例第9条第1項の規定により次のとおり公開することを決定したので、同条第2項の規定により通知します。

情報 の 名 称	平成30年3月8日開催 常任観光建設委員会要点記録
公 開 の 方 法	<input type="checkbox"/> 閲 覧 <input type="checkbox"/> 視 聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付 ( <input type="checkbox"/> 郵 送)
公 開 の 日 時	平成30年 々 月 〃 日
公 開 の 場 所	伊東市役所低層棟3階 議会事務局
公開しない部分	傍聴人氏名
公開しない理由	伊東市情報公開条例第6条第1号に該当
※公開しない部分の情報を公開することができる期日	年 月 日
手 数 料	<input checked="" type="checkbox"/> 無 料 <input type="checkbox"/> 有 料 (      円)
費 用	<input checked="" type="checkbox"/> 写し作成 (      4枚      40円) <input type="checkbox"/> 送 付 (      円相当の切手)
担 当	議会事務局 議会総務係 山田 電話 0557-32-1981
備 考	

- (注) 1 情報の公開を受ける際は、この通知書を係員に提示してください。  
 2 指定された日時が都合の悪い場合は、あらかじめ担当課へ連絡してください。  
 3 「※公開しない部分の情報を公開することができる期日」については、あなた

が請求した情報について、公開しない理由がなくなる期日があるものについてだけ記載されていますので、その時点で情報の公開を希望される場合は、その日以降に改めて請求してください。

- 4 写しの送付を希望する方は、写しの作成費用についてはその額を、送付については相当する額の切手を送付してください。
- 5 手数料の納付が必要となる方で写しの送付を希望する方は、手数料を前項の費用の額と合わせて送付してください。

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は伊東市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

## 常任観光建設委員会要点記録

○開会日時 平成30年3月8日(木) 午後3時10分

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 6名

1番	大川勝弘君	2番	鈴木克政君
3番	長沢正君	4番	佐山正君
5番	犬飼このり君	6番	稲葉正仁君

○出席議員 10名

議長	井戸清司君	議員	青木敬博君
議員	中島弘道君	〃	佐藤龍彦君
〃	重岡秀子君	〃	山口嘉昭君
〃	稲葉富士憲君	〃	四宮和彦君
〃	浅田良弘君	〃	土屋進君

○説明のため出席した者 18名

副市長	若山克君
〃	佐野博之君
市長戦略監	杉本仁君
企画部長兼危機管理監	中村一人君
同行政経営課長	西川豪紀君
同危機対策課長	石井英明君
総務部長	浜野義則君
同庶務課長	小川直克君
市民部長	石井裕介君
同環境課長	池谷伸弘君
観光経済部長	近持剛史君
同産業課長	平野亮君
建設部長	三輪正彦君
同建設課長	高田郁雄君
同建築住宅課長	金子弘康君
同都市計画課長	長澤一徳君
上下水道部長	高橋一也君
同水道課長	白鳥謙治君

○出席議会事務局職員 4名

局長 松永勝由 局長補佐 富岡 勝  
係長 山田恵理子 主事 山田拓己

○会議に付した事件

- 1 市議第27号 国際観光温泉文化都市伊東における太陽光発電設備設置事業に関する条例  
市議第38号 伊東市美しい景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例

---

○委員長（佐山 正君）開会する。

○委員長（佐山 正君）暫時休憩する。

午後 3時10分休憩

---

午後 3時10分再開

○委員長（佐山 正君）再開する。

■■■■氏ほか2名から傍聴したいとの申し出がある。

お諮りする。傍聴を許可することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐山 正君）異議なしと認め、さよう決定する。

傍聴者の入室を許可する。

暫時休憩する。

午後 3時11分休憩

---

午後 3時11分再開

○委員長（佐山 正君）再開する。

傍聴人にあらかじめ申し上げる。

地方自治法第130条第1項及び伊東市議会傍聴規則第13条の規定を準用し、傍聴人は静粛を旨とし、議事について拍手などにより可否を表明し、または騒ぎ立てる等の行為は禁止されているので、協力願う。

この際、申し上げる。この後、議題となる市議第27号及び市議第38号の条例案2件については、先ほど開催された常任観光建設委員会・常任総務委員会連合審査会での審議において、既に質疑までを終結しているため、引き続き討論から行う。

○委員長（佐山 正君）日程第1、市議第27号 国際観光温泉文化都市伊東における太陽光発電設備設置事業に関する条例及び市議第38号 伊東市美しい景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例、以上2件を一括議題とする。

直ちに討論に入る。発言を許す。

○1番（大川勝弘君）市議第38号 伊東市美しい景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例に賛成の立場で討論する。

施行日等には議論の必要があるが、内容に関してはおおむね賛成とする。

○2番（鈴木克政君）市議第27号についてである。多くの市民の方々から出された署名をもとに直接提起された条例を大変厳粛に受けとめている。ただ、条例自体は、参考人も直す部分が多々あると述べており、私としては、修正案を今後提出しなければと本日の質疑の中で改めて感じた。これから修正案を提出する作業に入りたいが、そのことをもって本条例については反対する。

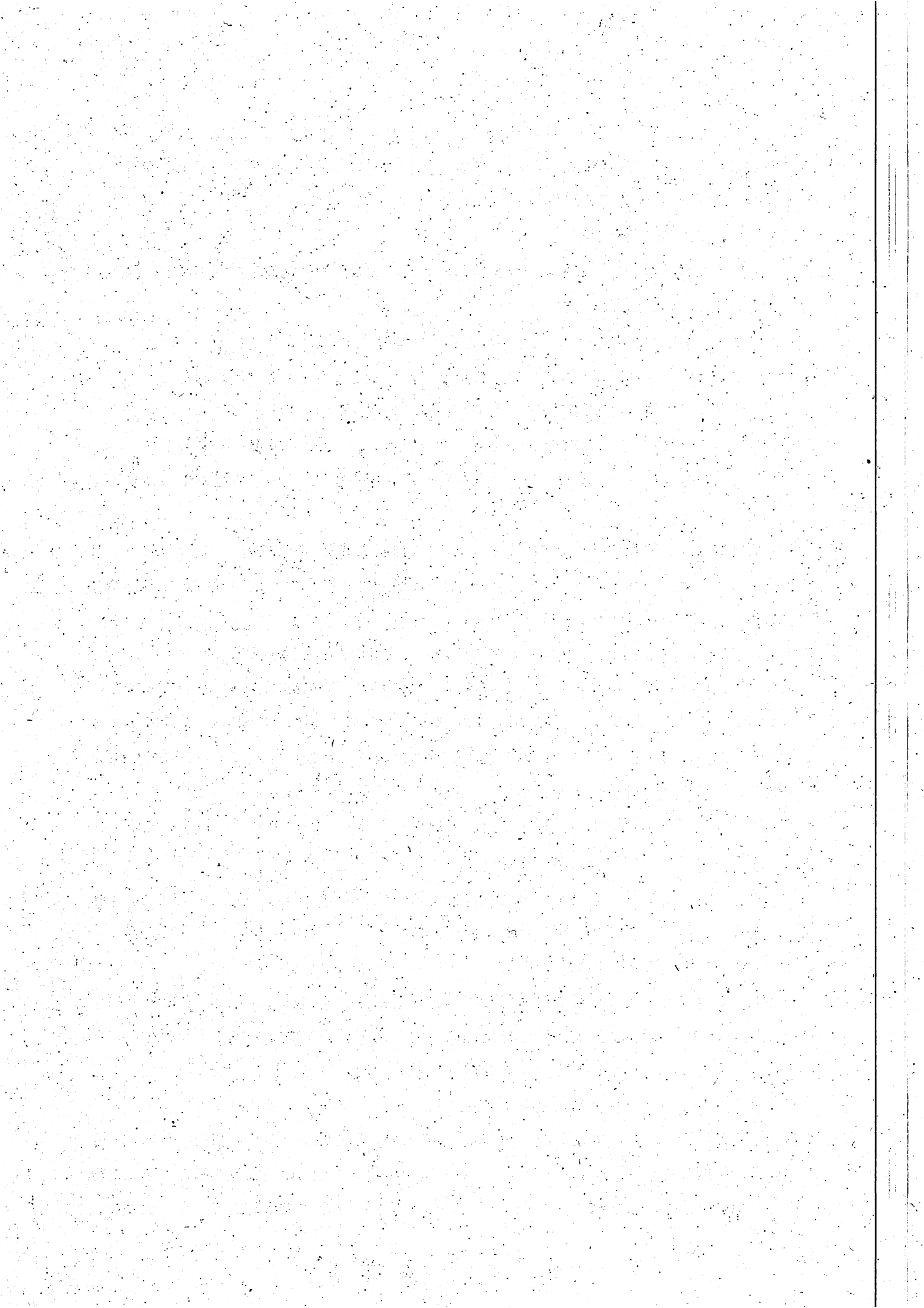
市議第38号は、質疑の中で述べた市民の責務、抑制区域等の案文を入れたほうがいいと思うし、日にちの件も質疑があり、いろいろと不備が多いと思う。これは市議第27号の修正案を提出するという事の中では、反対する。

○5番（犬飼このり君）市議第27号の条例について、反対の立場で討論する。

2つの条例について、市議第27号の条例制定の目的は、伊東市における自然環境及び生活環境の破壊につながる大規模乱開発を抑制するものであることに対し、市議第38号は、住民とのトラブル回避のため、事業者との調和を図ることを目的としているのではないかと読み取れるが、この伊東市を支えている市民の皆様が一生懸命つくり、たくさんの署名を集めてきたという市民の思いは尊重したいと思う。ただし、請求者御本人も述べていたとおり、市議第27号の中には用語の整理や修正が必要な箇所が多いこと、さらに、鈴木克政委員が述べていたとおり、私も本委員会後に修正案を出したほうがいいのではないかと、直接請求案をベースに、当局から指摘された箇所の修正をした修正案を賛同する予定なので、市議第27号の原案に対しては反対する。

市議第38号について、市当局案に対しても、条例施行までの期間が長過ぎることと、伊東市においては大規模乱開発を抑制するための規制条例が必要なものであって、条例を守らない事業者に対して罰則のないお願い条例の域を出ない条例を制定することは、今のままでは認められるものではないので、市議第38号に対しても原案のままでは反対する。

○6番（稲葉正仁君）市議第27号については、参考人の言葉を聞くと、その都度たたき台としてこの条例は出したと。たたき台を我々は審査しているわけではない。よって、市議第27号については、そのたたき台という言葉、また第8条から第12条までは省いて、もう関係ない



という参考人の答弁については、市議第27号はどうしても認めるわけにはいかないので、また改めて修正が出てくると思うが、その修正を見せてもらい、本委員会においては反対をする。

市議第38号の件については、市民の皆様からも出ているが、早く制定してほしいということなので、7月1日にかかわらず、3カ月もかけず、日程的にもっと早められないかということで、ほかの議員にも話しかけ、修正動議を出してもらいたい。それを修正できることによって、市議第38号には、市民が税金を払って、役所の職員、法律を勉強している人たちが一生懸命やった当局案については賛成する。

○委員長（佐山 正君）ほかに討論はあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐山 正君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。まず、市議第27号について採決する。市議第27号は原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（佐山 正君）挙手なしである。よって、市議第27号は否決された。

次に、市議第38号について採決する。市議第38号は原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（佐山 正君）挙手多数である。よって、さよう決定した。

○委員長（佐山 正君）以上をもって日程全部を終了した。

鈴木議員、犬飼議員は、市議第38号について少数意見を留保するか。

○2番（鈴木克政君）留保する。

○5番（犬飼このり君）留保する。

○委員長（佐山 正君）委員会審査報告の案文については正副委員長に一任願う。

○委員長（佐山 正君）これにて常任観光建設委員会を閉会する。

○閉会日時 平成30年3月8日（木）午後 3時21分（会議時間11分）

以上の記録を認める。

平成30年3月8日

委員長 佐山 正